

# 収入証明書類について

所得の種類によって、次のいずれかを準備してください。2種類以上の収入がある方は、それぞれの収入を証明する書類が必要です。

また、失業又は廃業後に、就職又は事業を開始された場合は、収入証明書類以外に退職したことが確認できる書類も必要な場合がありますので、事前にご確認ください。

## 1 給与所得の場合

### (1) 申込期間 令和5年4月3日～令和5年12月28日

勤務開始状況	収入証明期間	収入証明書類
現在の勤務先に令和4年1月1日以前から採用されている方	令和4年1月 ～ 令和4年12月	次のいずれかを提出してください。 ・令和4年分の源泉徴収票 ・勤務先の給与等支払証明書 (市の指定様式)
現在の勤務先に令和4年1月2日以降に採用された方	① 勤務を開始した月の翌月から1年間(12か月) ② 1年未満の場合は、勤務し始めた月の翌月から申込月の前月まで ③ 採用後まだ1か月分の給与等(採用月の翌月の給与等)を受けていない場合は、雇用条件に基づく1か月分の支払予定額	・勤務先の給与等支払証明書 (市の指定様式)

### (2) 申込期間 令和6年1月4日～令和6年3月29日

勤務開始状況	収入証明期間	収入証明書類
現在の勤務先に令和5年1月1日以前から採用されている方	令和5年1月 ～ 令和5年12月	次のいずれかを提出してください。 ・令和5年分の源泉徴収票 ・勤務先の給与等支払証明書 (市の指定様式)
現在の勤務先に令和5年1月2日以降に採用された方	① 勤務を開始した月の翌月から1年間(12か月) ② 1年未満の場合は、勤務し始めた月の翌月から申込月の前月まで ③ 採用後まだ1か月分の給与等(採用月の翌月の給与等)を受けていない場合は、雇用条件に基づく1か月分の支払予定額	・勤務先の給与等支払証明書 (市の指定様式)

## 2 公的年金等の場合

### (1) 申込期間 令和5年4月3日～令和5年12月28日

受給開始状況	収入証明書類
現在の年金を令和4年1月1日以前から受給している方	最新の年金額を証明する書類を提出してください。 ・令和4年分の源泉徴収票(令和4年1月2日以降に年金の支給額に変更があった方は除きます。) ・年金振込通知書など
現在の年金の受給を令和4年1月2日以降に開始した方	最新の年金額を証明する書類を提出してください。 ・年金振込通知書など

## (2) 申込期間 令和6年1月4日～令和6年3月29日

受給開始状況	収入証明書類
現在の年金を令和5年1月1日以前から受給している方	最新の年金額を証明する書類を提出してください。 ・ 令和5年分の源泉徴収票（令和5年1月2日以降に年金の支給額に変更があった方は除きます。） ・ 年金振込通知書など
現在の年金の受給を令和5年1月2日以降に開始した方	最新の年金額を証明する書類を提出してください。 ・ 年金振込通知書など

## 3 事業所得等の場合

### (1) 申込期間 令和5年4月3日～令和5年12月28日

事業等開始状況	収入証明期間	収入証明書類
現在の事業等を令和4年1月1日以前から開始している方	令和4年1月 } 令和4年12月	・ 令和4年分の確定申告書の控え（税務署の受付印があるもの）
現在の事業等を令和4年1月2日以降に開始した方	① 事業等を開始した月の翌月から1年間（12か月） ② 1年未満の場合は、事業等を開始した月の翌月から申込月の前月まで	・ 収支内訳書（市の指定様式）及びこれを証明する帳簿等

### (2) 申込期間 令和6年1月4日～令和6年3月29日

事業等開始状況	収入証明期間	収入証明書類
現在の事業等を令和5年1月1日以前から開始している方	令和5年1月 } 令和5年12月	・ 令和5年分の確定申告書の控え（税務署の受付印があるもの） ※ ただし、二次審査日が確定申告の受付開始日よりも前になるなどの場合は、収支内訳書（市の指定様式）及びこれを証明する帳簿等
現在の事業等を令和5年1月2日以降に開始した方	① 事業等を開始した月の翌月から1年間（12か月） ② 1年未満の場合は、事業等を開始した月の翌月から申込月の前月まで	・ 収支内訳書（市の指定様式）及びこれを証明する帳簿等

## 4 失業中の方

- ・ 雇用保険受給資格者証、離職票又は退職証明書（市の指定様式）など

## 5 その他収入のない場合

- ・ 令和4年中の所得額が記載された課税台帳記載事項証明書（二次審査が6月までの場合は、その時点で発行できる最新の所得証明書）
- ・ その他、収入がないことを証明できるもの